

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業 公募（2次）概要

■受付期間

受付開始 : 令和4年6月23日（木）
受付締切 : 令和4年7月4日（月）

■補助対象事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を、本補助金の補助対象事業者とする。

- ・ 地域の関係者と連携すること。
- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等であること。
- ・ 地方公共団体でない場合は、事業に係る全ての市区町村の同意を得ること。

■補助内容

（1）補助対象事業について

以下の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とする。

- ・ 地域ならではの観光資源を活用した、ツアーアクティビティ、体験、イベント等のコンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- ・ 国内居住者を主なターゲットとしつつも、将来的なインバウンドへの活用を見据えた取組であること。
- ・ 事業期間内において、モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組、販路形成、プロモーションなど、販売を想定した総合的な取組であること。
- ・ 本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを販売する、又は継続的に実施することを前提とした取組であること。
- ・ 総事業費が700万円以上の取組であること。

（2）補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は、以下の通り。

補助率：500万円まで定額（10/10）

500万円を超える部分については1/2

補助上限額：1,000万円

(3) 補助対象経費

①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費

- ・ 滞在型コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ・ 名産品の企画開発
- ・ ワークショップ、協議会等の開催
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ ガイドの育成
- ・ 造成したコンテンツに関するモニターツアーの開催 等

②備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入 等
- ※ 本経費については、補助額の上限を 200 万円とする。

③プロモーションに係る経費

- ・ 動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
 - ・ 造成したコンテンツの販路拡大を目的とした広告宣伝 等
- ※ 本経費については、補助額の上限を 200 万円とする。

④新型コロナウイルス感染症対策に係る経費